

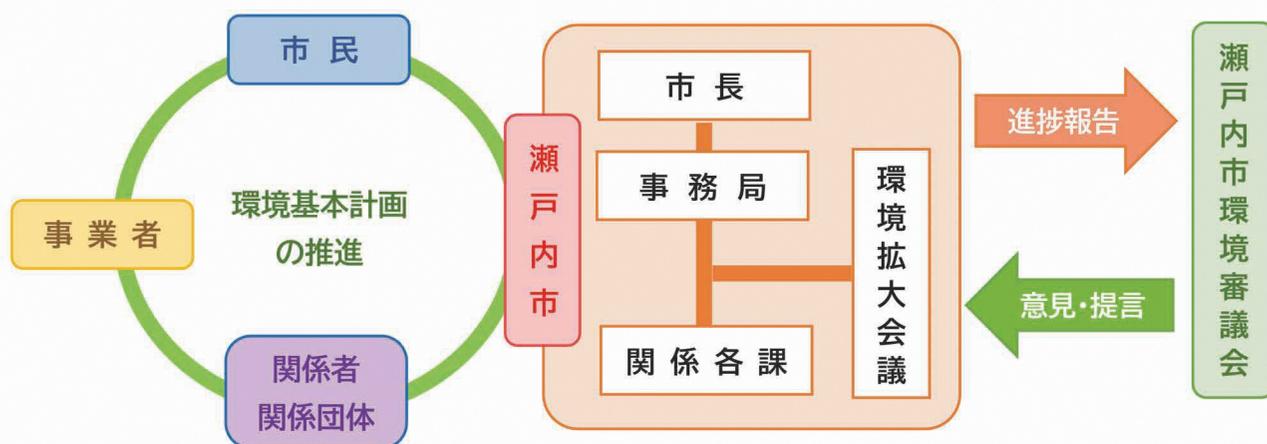
第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

めざす環境の将来像である「豊かな自然と快適な暮らしが調和するまち 瀬戸内市」を実現するためには、本計画の効率的・効果的な推進を行い、計画の実行性を確保する必要があります。

そのため、本計画における施策についての考え方に沿い、市民、事業者、行政などの各主体が「経済×社会×環境を同時成長させる」という共通認識のもと、互いに連携し積極的に取組を推進します。

こうした環境の保全に関する基本的事項などを調査審議するための諮問機関として、「瀬戸内市環境基本条例」に基づき、学識経験者、関係団体の代表者、市民などで組織する「瀬戸内市環境審議会」を設置します。審議会では、環境基本計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じて審議し答申を行うとともに、計画の進捗状況などに対し意見・提言を行います。



2. 計画の進行管理

本計画を効果的に推進し、めざす環境像を実現するためには、計画(Plan)に基づく取組(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえて計画の改善(Action)を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要です。

このため、計画内容を審議した「瀬戸内市環境審議会」が、毎年度の進捗状況などに対し意見・提言を行います。

